

議案第4号

開第226号
令和8年1月29日

山口県都市計画審議会会長 様

山口市長 伊藤 和貴

山口都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

山口都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定により、貴会の意見を求める。

記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置の概要

1 敷地の位置

- (1) 地名地番 山口県山口市宮野下字道祖ヶ塙1136番4
- (2) 用途地域 指定なし
- (3) 防火地域 指定なし
- (4) その他の地域地区等 建築基準法第22条区域 特定用途制限地域

9 周囲の状況

当該敷地は、JR 山口線山口駅から東側に直線距離で約 2.1 キロメートル、中国自動車道の山口インターチェンジから北西側に約 3.1 キロメートルの距離に位置し、周囲は山に囲まれた場所にあります。

10 詮問の理由

当該施設の設置者は、平成15年に会社を設立し、木くず、がれき類を破碎処理する産業廃棄物処理施設として同年に建築基準法第51条ただし書許可を取得し事業を開始しました。

その後、破碎機の老朽化により平成26年に木くずの破碎機、令和2年にがれき類の破碎機の入替を行いましたが処理能力が1.5倍以下のため同条ただし書許可は不要でした。

この度は、事業を拡大する計画で自走式の破碎機を増設し、増設後の木くず、がれき類の処理能力が当初の処理能力の1.5倍を超え、廃プラスチック類は廃棄物処理法施行令第7条第7号で定める処理能力を超えるため、関係機関との協議により同条ただし書の規定を適用しようとするものです。